

令和3年度 台東区こどもクラブ利用案内 (4月1日用)

こどもクラブは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業です。令和3年4月から利用を希望する方は、下記のとおりにお申し込みください。

※現在利用している方が引き続き利用を希望する場合も、申し込みが必要です。



1. 利用の申し込みができる方

台東区内に居住する小学生で、放課後に保育する保護者がいない児童が対象です。利用要件の「1. 保護者の状況」と「2. 児童の状況」の両方に該当する方が申し込みできます。

【利用要件】

1. 保護者の状況（下記のいずれかに該当）

(1) 保護者が概ね週3日(日曜日を除く)以上で、かつ、日中6時間以上の就労または就学をしている方のうち、正午～午後6時までの間で1年生は3時間以上、2年生以上は4時間以上、就労または就学している方。

※就労・就学時間に通勤時間は含みません。

(2) その他看護、疾病、傷害、出産等で保育することができない方。

2. 児童の状況 学校登校日(月～金曜日)に、早帰り(午後5時前の退室)をしない利用が概ね1週で3日以上あること(病気の場合を除く)

※現在育児休業中で、令和3年4月から6月末までに職場復帰する予定のある方で、4月1日から利用を希望する場合は、令和2年12月14日(月)までに申し込みしてください。

※区外にお住まいの方の利用については、児童保育課までご相談ください。

2. 利用申請書の配布場所

各こどもクラブ、児童館、台東区教育委員会 児童保育課放課後対策担当

台東区ホームページ <http://www.city.taito.lg.jp/>内「申請書ダウンロード」サービス

3. 申請の受付期間・場所等

令和2年11月2日(月)～令和2年12月14日(月)(締切厳守)

受付時間：月曜日～土曜日 午前9時30分から午後6時まで

※日曜・祝日を除きます。

※上記の締切を過ぎると、4月1日からの利用ができない場合があります。

※利用決定は先着順ではなく、利用審査を行います。なお、受入可能人数を超える申請があった場合は、定員に空きが出るまで待機になることがあります。

※見学を希望する場合は、事前に各クラブへご連絡ください。

※台東入谷こどもクラブは午前10時30分から受付となります。

※特別な配慮を必要とする児童のお申し込みの場合、面談が必要となる可能性があるため、お早目にお申し込みください。

【受付場所】第1希望の各こどもクラブ(※郵送不可)

◆日曜受付を行います。

日 時 令和2年11月8日(日)・12月13日(日) どちらも午前9時から午後5時まで

受付場所 児童保育課放課後対策担当 台東区役所6階⑦番窓口

所在地：台東区東上野4-5-6

※各こどもクラブでは、日曜受付を実施しませんのでご注意ください。

4. 利用概要



【利用期間】 令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

【利用時間】

	育成時間	延長育成時間
学校登校日	放課後～午後6時	午後6時～午後7時
学校休業日 (土曜日/春・夏・冬休み等)	午前8時～午後6時	午後6時～午後7時

※1年生は午後5時まで、2年生以上は午後6時まで一人帰りができます。それ以降の時間帯は保護者の方のお迎えが必要です。

※利用時間(延長利用含む)内での塾や習い事等による途中外出はできませんので、ご注意ください。

【休業日】 日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）



【費用】

●育成料 月額4,000円（※延長育成料は別途 月額1,000円）

●おやつ代 月額2,000円（各子どもクラブで徴収）

育成料は原則として口座振替により徴収します。引落予定日は毎月月末です。

なお、口座振替の手続きについては、利用決定後にお知らせしますので、必ずお手続きをお願いします。

在籍中、育成料の未納が続く場合には、ご利用にあたっての相談をすることがありますので、必ずお支払いください。

※区民の方を対象に、下記のとおり、減額や免除等の制度があります。（生活保護世帯の方のみ、3月頃申請。その他に該当の方は7月頃に申請。詳しくは利用決定時にお知らせします。）

	世帯の状況	育成料	おやつ代
①	生活保護受給	免除	助成 (上限2,000円)
②	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている		
③	住民税非課税		
④	就学援助受給	減額（5割）	
⑤	世帯で2人以上の児童が子どもクラブを利用	兄、姉分減額（5割）	

※上記④・⑤に重複して該当する場合でも、育成料の減額は5割までとなります。



5. 申請に必要な書類



1. 利用申請書（第1号様式）（児童1人につき1枚）
2. 延長育成利用申請書（第6号の2様式）（「延長育成」（注1）を希望する場合のみ必要）
3. 児童調査票（児童1人につき1枚）
4. 勤務証明書（第2号様式）または申出書（第3号様式）+ 添付書類
 （父母及び父母以外の同居の家族（20～70歳）1人につき1枚。下記を参考にご用意ください。
 父母以外の同居の家族（20～70歳）についての書類提出がない場合は審査時に減点となります。）

保護者等の状況	提出書類	添付書類			
就労・就労内定している場合 育児休業中で職場に復帰する場合	勤務証明書 (第2号様式)	+	変則勤務の場合は、3か月分のシフト表の写し等		
病気（※）や障害により児童の保育が困難な場合	申出書 (第3号様式)	+	医師の診断書または身体障害者手帳等の写し (児童の保育が困難であることがわかるもの)		
就学中の場合			在学証明書または 学生証の写し	+	時間割表等
出産月及び前後2か月の場合			母子健康手帳の氏名のページ及び分娩予定日が記載されているページの写し		
看護・介護等で児童の保育が困難な場合			医師の診断書または身体障害者手帳等の写し		
求職中の場合（※2か月まで）			（申出書のその他欄に「求職中」と記入）		

- ※病気で診断書を提出する場合、「入院し、又は住居内において常時臥床の状態であること」または「週1回以上通院し、医師から安静に近い療養を指示されていること」がわかるものを添付してください。
- ※兄弟姉妹の場合は、弟妹に添付し、兄姉は不要です。兄姉の利用申請書の備考欄に、「勤務証明書は、弟〇〇に添付」等と記載してください。
- ※勤務実態について不明な点は、勤務先に問い合わせる場合があります。
- ※申請に必要な書類は、3か月以内に発行されたものが有効となります。

（注1）「延長育成」について

台東区では全てのこどもクラブで、保護者のお迎えを前提に午後6時～午後7時の延長育成を実施しています。申請できる方（資格要件）は、延長育成時間（午後6時～午後7時）に勤務により児童の世話をする方がいない世帯です。希望する方は、利用申請書のほかに延長育成利用申請書が必要です。また、利用にあたっては、育成料（月額4,000円）のほかに延長育成料（月額1,000円）を別途負担してください。

（原則として、産前産後休業中または育児休業中の延長育成の利用はできません。ただし、ご家庭や保護者の方の状況によって延長育成の利用が必要な場合は各クラブにご相談ください。）

※台東区へ4月1日までに転入予定の方について

利用申請以降に台東区へ転入予定の方は、利用申請書に現住所及び転入先住所、転入予定日を明記してください。また、以下2点の書類を添付してください。

- ① 台東区内への転入と住所が確認できる「住宅賃貸契約書」または「売買契約書」等の写し（金額については塗り消してもかまいません。）
- ② 現在の住所が確認できるもの（運転免許証など）の写し

なお、台東区への転入が確認できない場合は、利用承認を取り消すこととなります。

6. 申請にあたっての注意事項



1. 訂正印をいただく場合がありますので、申請の際は印鑑をお持ちください。
(※シャチハタ等のスタンプ式ではないもの)
2. 勤務証明書等必要書類が添付されていない申請書は受け付けできません。受付締切日までに、添付書類も揃っていることが必要です。余裕を持ってお申し込みください。(※書類不備の場合、書類が揃った時点での申請になります。)
3. 郵送での申請受付はいたしません。申請書類は必ず、こどもクラブ等へご持参ください。
4. 利用申請書に記入した第1希望のこどもクラブが定員超過のため利用できない場合がありますので、第2希望、第3希望がある方はご記入ください。
5. 利用申請書提出後に希望するこどもクラブを変更する場合は、受付期間内(12/14(月)まで)に変更届をご提出ください。
受付締切後に希望のこどもクラブを変更した場合は、変更日が利用申請日となり、受付締切後に利用申請したことになります。変更先のこどもクラブの申込状況によっては、待機となる場合があります。
6. 利用申請後に申請をやめるときは、申請取下書をご提出ください。

※入学する小学校の変更(指定校変更)により、希望するこどもクラブを変更する場合は、令和3年1月22日(金)までに、児童保育課放課後対策担当(区役所6階7番窓口)へ直接変更届をご提出ください。ご持参が難しい方はご相談ください。(※記載の期限までに提出された指定校変更によるこどもクラブの変更のみ、受付締切内の変更として扱います。)

☆提出確認チェック一覧

- ・書類は揃っていますか
- ①利用申請書(必須) ②延長育成利用申請書(必要な方)
- ③児童調査票(必須) ④勤務証明書または申出書(必須)
- ⑤その他必要な添付書類
- ・印鑑(スタンプ印以外)をお持ちですか
- ・油性ボールペンで書いていますか
(※フリクションペン等の消せるペン、水性ボールペンは不可)



☆各種申請書は区のホームページ「申請書ダウンロード」サービスからダウンロードできます。
また、各こどもクラブ・児童館、台東区教育委員会児童保育課でも配布しています。

7. 利用の決定

【利用の決定方法】

1. 利用審査会において、保育が必要な状況や児童の状況等を総合的に判断し、保育の必要性の高い児童から、第1希望のこどもクラブについて受入可能人数の範囲内で利用を決定します。
なお、審査においては、低学年の児童や集団保育が可能な障害のある児童を優先します。
(※区外にお住まいの方については、区民の方の決定後の審査となります。)

2. 第1希望のこどもクラブが定員超過のため利用できない場合

利用申請書に第2希望及び第3希望クラブ名の記入がある場合

⇒ 第2希望クラブの利用の審査を行います。第2希望クラブも定員超過のため利用できない場合は、第3希望クラブの利用の審査となります。

第2・3希望クラブを利用しながら、第1希望クラブを引き続き希望する場合は、再度申請が必要となります。(※第2・3希望クラブの利用承認通知を送付する際にご案内します。)

待機となった場合は、希望のこどもクラブに欠員が出た時点で再度審査し利用の可否を決定します。当初の申請内容(住所・電話番号・勤務先等)に変更があった際は、その都度必要書類をご提出ください。

(例)・求職中だったが就労先が決まった。 } 決まった時点で「変更届+勤務証明書」をご提出ください。再度審査する際に優先度が変わります。
・勤務日数が増えた。勤務時間が延びた。 }

※ご提出いただいた申請書類は当該年度中(1年間)有効です。待機中にこどもクラブの利用の必要がなくなった場合は「申請取下書」を提出してください。

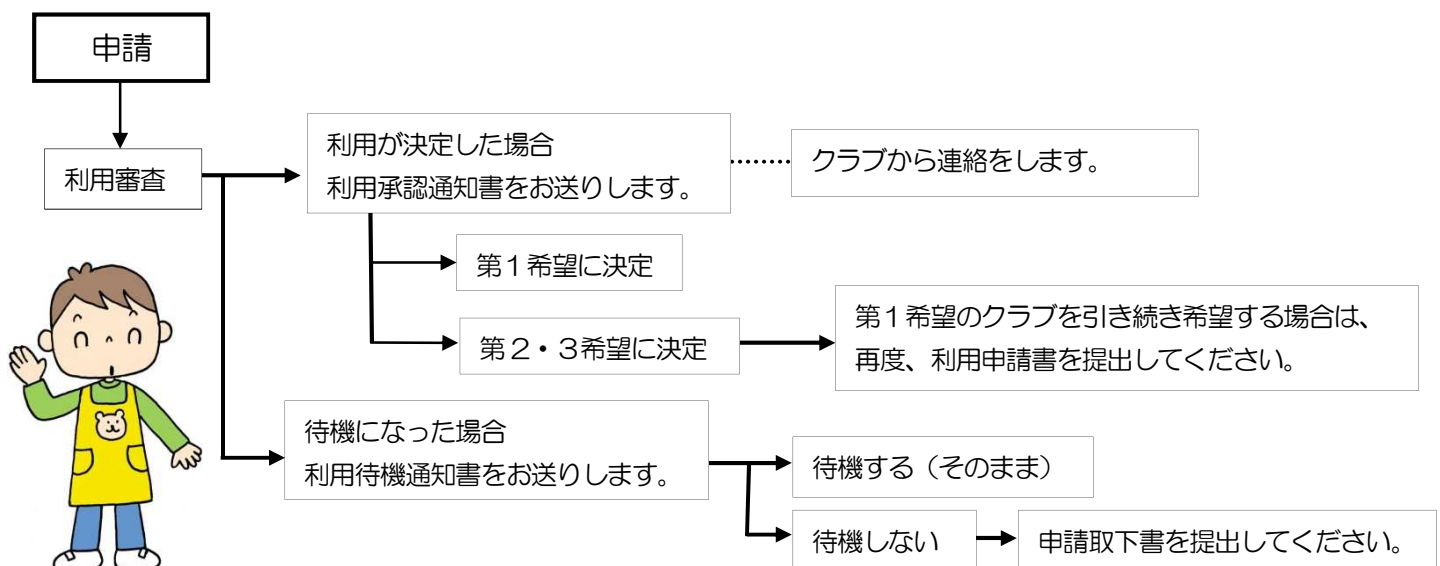
【利用の承認期間について】

利用承認期間は、年度末(令和4年3月31日)を限度として、勤務証明書、申出書等により、原則として児童の保育が必要な状況が確認できる期間までとなります。

※求職中の場合、承認期間は2か月間です。2か月以内に勤務証明書等の提出があれば、利用承認期間を延長することができます。

【利用審査結果等の通知】

12月14日(月)までに申請された場合は2月中旬頃、それ以降の申請については利用開始日の1週間程前までに、通知します。



8. 障害のある児童、配慮を要する児童の利用について

こどもクラブは集団保育が基本となりますので、特別な配慮が必要な場合には利用申請書にて必ずお知らせください。

※「高学年障害児の保育」について

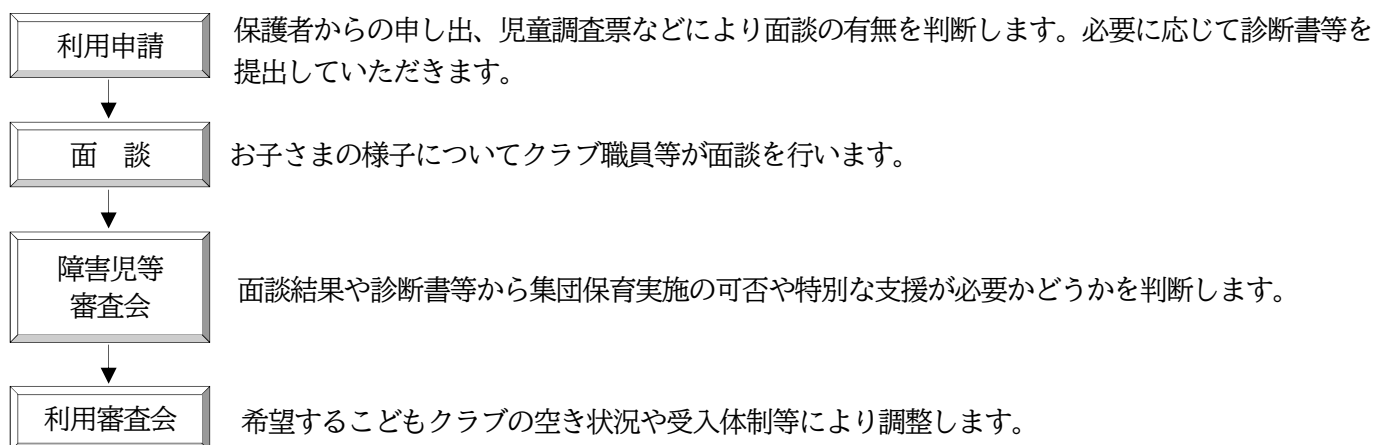
千束こどもクラブ、池之端こどもクラブ、谷中こどもクラブ、松が谷こどもクラブ、松葉こどもクラブ、下谷こどもクラブ、寿こどもクラブ、寿第2こどもクラブ、竜泉こどもクラブ、北上野こどもクラブ、金竜こどもクラブ、蔵前こどもクラブ、根岸こどもクラブでは、トイレ設備等の対応を行い、高学年障害児保育を実施しています。

【対象者・人数】 小学校5、6年生の軽度の障害児のうち、一定の施設・設備等が必要な児童。
(定員によって受入人数が異なります。)

【利用審査】

項番7.の利用審査会のほか、「障害児等審査会」を行い、児童の障害の状況や配慮の必要度、施設の状況などを総合的に検討して、安全に集団生活が送れるかどうかを考慮のうえ、こどもクラブ利用の可否を決定します。利用申請受付後、面談を行い児童の状況についてお聞きするほか、保護者の方の同意を得たうえで、関係機関（松が谷福祉会館、保育園等）に問い合わせをする場合があります。あらかじめご了承ください。

心身に障害のあるお子さまや、心身の発達状況から配慮を必要とするお子さまの申し込みは次のような流れとなります。



放課後等デイサービスについて

児童福祉法に基づくサービスで、療育や訓練等が必要な児童に対して、児童通所施設にて、日常生活の基本動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能を備えた福祉サービスです。

台東区内に9施設（令和2年10月現在）あります。申込み先は松が谷福祉会館です。

（電話：5246-9651）

※こどもクラブに在籍したまま、放課後等デイサービスの療育を利用する場合は、週2回までとしています。

9. その他

1. 申請内容（就労状況や家庭状況など）が変わり、利用要件を満たさなくなった場合には、利用承認を取り消します。
2. こどもクラブ育成料・延長育成料に未納がある方は、申請前に必ず未納分を納めてください。前年度や同世帯（兄弟姉妹関係含む）において未納がある場合、利用の内定が保留になることがあります。



こどもクラブQ&A

Q 利用審査はどのようにするのですか。

A 利用審査基準に基づき、審査を行います。保護者や児童の状況等を考慮し総合的に判断し決定します。

Q 夏休みだけなどの短期間の利用はできますか。

A 長期学校休業日（夏休みなど）のみの一時的な保育は原則行っておりません。

なお、入院・出産など特別な事情がある場合は、期間を区切って利用することができますので、ご相談ください。ただし、こどもクラブの定員に空きがある場合に限りです。

Q こどもクラブの育成時間中の途中外出はできるのでしょうか。

A こどもクラブは、保護者が就労等で放課後に保育をすることができない家庭の児童の居場所であり、集団保育の中で、友達と遊ぶ力や自分で判断する力を育てる放課後児童健全育成事業です。

こどもクラブから塾や習い事などに行き、またこどもクラブに戻るという途中外出については、認めておりません。こどもクラブを早帰りまたは欠席することになります。その際は、事前に、必ずこどもクラブにご相談ください。

Q 習い事をしているのですが、早帰り（午後5時前の退室）はできるのでしょうか。

A 週2日までは早帰りを認めています。こどもクラブは集団保育を行うため、学校登校日（月～金曜日）のうち、概ね週3日は早帰りをしないでこどもクラブを利用する児童を対象としています。（より保育の必要性がある方を優先しますので、定期的な早帰りがある場合は、利用審査の際、減点の対象となります。）

Q 放課後等デイサービスにも通いたいのですが、両立はできますか。

A 週2日までは放課後等デイサービスを利用できます。こどもクラブは週3日以上の利用が必要です。

Q 小学校内以外のこどもクラブに通いながら、放課後子供教室にも参加できますか。

A 参加できます。その際は事前にこどもクラブに連絡をしてください。放課後子供教室参加のためこどもクラブを欠席する場合、週2日までは欠席扱いにはなりません。

Q お迎えは必要ですか。

A 1年生の場合は午後5時以降、2年生以上は午後6時以降は保護者のお迎えが必要です。それぞれ決められた育成時間までに、必ずお迎えをお願いします。

延長育成は、月ごとの申請が可能です。お迎えが6時を過ぎることがあらかじめ分かっている場合は申請が必要となります。(※原則、前月10日までに申請してください。)

代理の方のお迎えは、高校生以上に限ります。

Q 延長育成時間(午後6～7時)におやつはできますか。

A おやつの提供は原則通常の育成時間内(午後3時～4時の間)のみとなります。

また、おやつの持ち帰りは禁止しています。

Q 土曜日や夏休みなど学校給食がない日の昼食はどうすればいいですか。

A 学校給食のない日は、お弁当をご用意ください。学校の給食献立表で給食の有無を確認し、お弁当を忘れることがないようご注意ください。

Q 学級閉鎖の場合は、自分の子供が元気であれば、こどもクラブで保育してもらえますか。

A 感染拡大防止のために学級閉鎖をしていますので、ご自宅で過ごしていただきます。

Q 現在育児休業中で、8月に職場へ復帰する予定ですが、いつから申し込みができますか。

A 保護者が育児休業中の場合、職場復帰する月の2か月前の1日から利用することができます。利用を希望する月の前月10日までに申請してください。

8月に職場へ復帰する予定で、2か月前の6月1日から利用を希望する場合は、5月10日までに申し込み、5月下旬に結果が通知されます。定員に空きがあれば6月1日から利用可能です。

Q 令和3年3月末までに産前産後休業に入った場合は、こどもクラブの利用はできますか。

A 出産を理由として、令和3年4月1日から利用できます。ただし、利用可能期間が制限されます。(出産月及び前後2か月間のみ利用が可能です。)

Q こどもクラブ在籍中に産前産後休業、育児休業に入った場合はいつまで利用できますか。

A 令和3年4月2日以降に産前産後休業、育児休業に入る場合は、休業の取得期間を確認できる勤務証明書を提出してください。令和4年3月末日まで利用可能です。

Q 派遣社員のため、勤務証明書の期間が3か月のものしか提出できない場合、どうすれば良いですか。

A 「勤務証明書」の『③就労年月日』部分に更新予定の有無を記載し、更新後に新しい勤務証明書又は更新の分かる書類(契約書等)を提出してください。



児童館のご利用について

台東区には、児童館が8館あります。児童館は子供たちが放課後いったん帰宅してから来館し、いつでも誰でも自由に利用できる安心で安全な居場所です。お子さまの放課後の過ごし方の一つとして、児童館はいかがでしょう。

児童館は、様々な遊びや体験を通して、子供たちの豊かな心を育む施設です。

※令和2年10月現在、新型コロナウイルス感染症予防のため一部利用制限を行っています。

<開館時間> 午前9時30分から午後6時まで

<閉館日> 第2日曜日・祝日(5/5除く)・年末年始(12/29~1/3)

<各児童館>



児童館名	所在地	電話
千束児童館	千束3-20-6	3874-1714
玉姫児童館	清川2-22-13	3874-6571
台東児童館	台東1-11-5	3832-8493
池之端児童館	池之端2-3-3	3823-6644
松が谷児童館	松が谷4-15-11	3841-6734
今戸児童館	今戸1-3-6	3876-1656
寿児童館	寿1-4-5	3844-8602
谷中児童館	谷中5-6-5	3824-4043

令和2年10月現在

★児童館のランドセル来館事業について

保護者が就労や介護などで、放課後を児童のみで過ごすことが不安な小学生を対象とし、小学校から直接児童館に来館して、帰宅時間(最長午後6時)まで過ごすことができます。放課後の居場所を提供する事業です。利用は登録制で、利用料金は無料です。(定員1日15名)
令和3年度の利用については、令和3年3月1日以降、各児童館に直接保護者の方がお申し込みください。(受付時間は平日の午前9時30分から午後5時30分まで)

台東区こどもクラブ一覧（令和3年4月予定）

各クラブの定員は変更になる場合があります。

◆…高学年障害児保育実施クラブ

No.	こどもクラブ名	定員	併設施設名	所在地	電話
1	千束◆	40	千束児童館	千束3-20-6	3876-0380
2	東泉	50	東泉小学校	三ノ輪1-23-9	3876-4214
3	東浅草	60	東浅草小学校	東浅草2-27-19	3874-4979
4	浅草橋	65	柳北スポーツプラザ	浅草橋5-1-8	3863-0736
5	竹町	60	—————	台東3-25-4	3839-1755
6	池之端◆	50	池之端児童館	池之端2-3-3	3827-7939
7	谷中◆	70	谷中児童館	谷中5-6-5	3827-7936
8	松が谷◆	45	松が谷児童館	松が谷4-15-11	3843-0858
9	松葉◆	85	松葉小学校	松が谷1-13-16	3845-0209
10	下谷◆	100	柏葉中学校	下谷3-1-14	3871-0841
11	浅草	40	浅草小学校	花川戸1-14-21	3844-8565
12	寿◆	64	寿児童館3階	寿1-4-5	3844-8629
13	寿第2◆	50	寿児童館1階	寿1-4-5	3844-8606
14	千束小学校	36	千束小学校	浅草4-24-11	3873-5821
15	竜泉◆※	90	旧竜泉中学校	竜泉2-10-6	3871-6285
16	富士	35	富士小学校	浅草4-48-9	3875-5159
17	北上野◆	50	駒形中学校	北上野2-15-6	3843-9525
18	田原	40	ネクストサイト浅草ビル	雷門1-4-4	5828-3552
19	金竜◆	55	金竜小学校敷地内	千束1-9-14	3871-5311
20	今戸	50	今戸児童館	今戸1-3-6	5603-0151
21	石浜	80	石浜小学校	清川1-14-21	3875-0551
22	蔵前◆	80	蔵前小学校	蔵前4-19-6	3851-1611
23	根岸◆	50	根岸小学校敷地内	根岸3-9-2	3872-1120
24	台東入谷	40	(民設民営クラブ)	入谷1-13-9	6802-2830

※竜泉こどもクラブは、旧竜泉中学校跡地を活用した高齢者施設等整備工事のため、令和3年4月下旬に敷地内に設置する仮施設に移転予定です。

お問い合わせ ※ご不明な点は下記の担当までご連絡ください。

台東区教育委員会児童保育課放課後対策担当（台東区役所6階⑦番窓口）

所在地：台東区東上野4-5-6 電話：5246-1235